

令和8年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和8年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,749,264 千円	87,746 千円	1,837,010 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,782,353千円は、過年度分損益勘定留保資金519,582千円、当年度分損益勘定留保資金1,026,628千円、減債積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額86,143千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,782,426千円は、過年度分損益勘定留保資金519,582千円、当年度分損益勘定留保資金1,022,713千円、減債積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額90,131千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,284,491 千円	87,673 千円	2,372,164 千円
第1項 企業債	1,359,600 千円	43,800 千円	1,403,400 千円
第4項 国庫支出金	629,591 千円	43,873 千円	673,464 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,066,844 千円	87,746 千円	4,154,590 千円
第1項 建設改良費	1,749,264 千円	87,746 千円	1,837,010 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,359,600	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,403,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古川 拓哉